

2020年8月7日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
厚生労働副大臣 橋本 岳 様、稲津 久 様
厚生労働大臣政務官 小島 敏文 様、自見 はなこ 様
衆参厚生労働委員会 委員 各位
中央社会保険医療協議会 会長 小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会 委員 各位
厚生労働省保険局医療課 課長 森光 敬子 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

令和2年度診療報酬改定における不合理点の是正を求める要請書

貴職におかれましては、日本の社会保障制度の拡充のために、日夜ご奮闘いただき、真にありがとうございます。本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,330人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、2020年（令和2年）度診療報酬改定の実施から3か月が経過しました。京都府保険医協会では代議員及び予備代議員174人に対して別添の内容で「2020年度診療報酬改定の不合理点」についてアンケートを実施したところ、12人から改善の要望が寄せられました。また、当会事務局に対して電話により要望が寄せられております。

これを踏まえ、下記の内容について緊急に改善していただきたく、要請いたします。

記

1. 安心、安全な医療が提供できるように初・再診料、入院料などの基本診療料、小児科外来診療料の引き上げをはじめ、診療報酬を改善すること。
2. 新型コロナウイルス感染症の拡大を理由とした「病院・診療所という「場」を前提としない医療サービスの提供」の検討を止め、「診察は対面による丁寧な問診、身体診察が基本である」という立場から、デジタル技術、インターネットを利用したオンライン診療の緩和には慎重に対応すること。
3. 令和2年度保医発0327第1号通知で求められた、不要不急の「レセプト記載事項」の実施を令和2年10月診療分の請求まで延期すること。在宅医療の往診、訪問診療、在宅時医学総合管理料を算定した場合の重複記載、血糖自己測定器加算の測定回数、超音波検査の断層撮影法「胸腹部」を実施した場合の領域部位など、不要不急のレセプト記載事項は廃止すること。
4. 在宅患者訪問診療料（I）の「2」の「6か月制限」を廃止すること。
5. 電子カルテを導入していない病院に対するデータ提出の強要を止めること（少なくとも経過措置は延長すること）。

以上

（なお、本要請書は当会理事会及び会員から選出された当会コミュニケーション委員会の検討を経て、地域医療を担う保険医の切実な要求として提出しています。アンケート結果及び委員からの意見を添付します。）